



平成28年度 各会計の決算認定

歳出総額で68億2,380万円

9月定例会は決算に係る報告4件のほか、平成28年度各種会計決算認定、平成29年度各種会計補正予算など、議案10件、認定6件、同意案2件が提出されました。

**一般会計歳出は
50億6,912万円**

平成28年度一般会計の決算は歳入で50億6,912万円、歳出で47億6,912万円になり、前年対比では歳入で20.9%（13億3,673万円）減、歳出で20.6%（12億3,262万円）減となりました。翌年度に繰り越すべき財源を除き、実質収支額は1億8,844万円の黒字となりました。

**特別会計歳出合計は
20億6,001万円**

特別会計の決算は歳入で22億7,693万円、歳出で20億6,001万円になり、前年度に比べ歳入で234万円の減、歳出で1億1,682万円の減となりました。

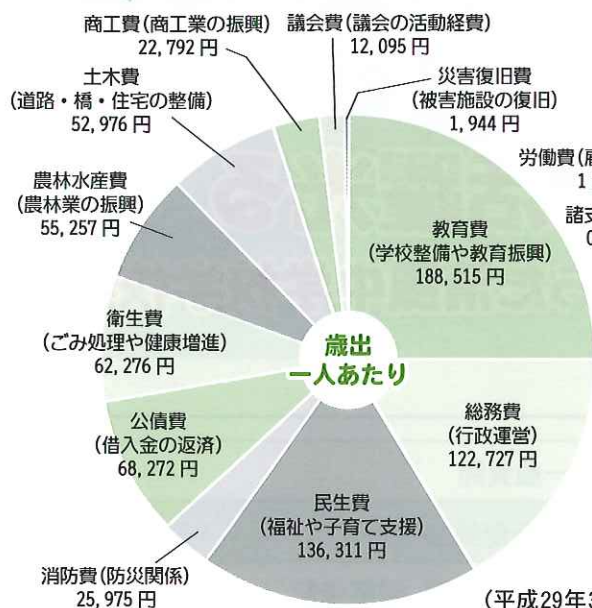
■各会計の決算状況■

(単位：万円、%)

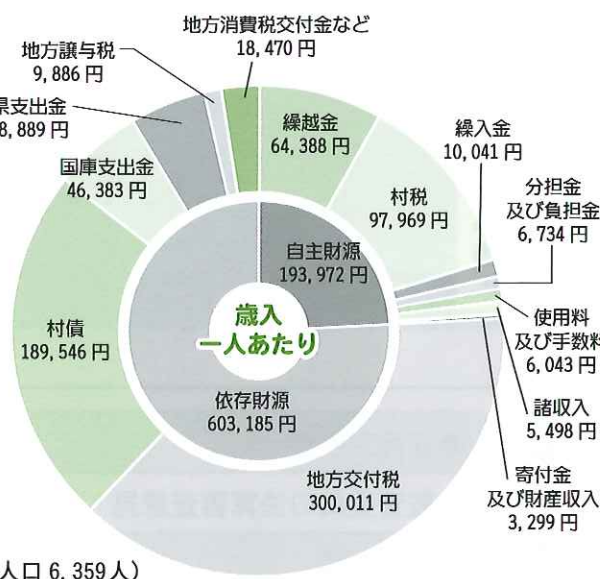
会計別	歳入	歳出	歳出前年増減率
一般会計	506,912	476,378	▲20.56
特別会計	国民健康保険	130,305	▲12.32
	簡易水道事業	22,448	6.79
	農業集落排水事業	12,525	9.33
	後期高齢者医療	4,398	▲1.47
	介護保険事業	58,018	2.94
合計	734,606	682,380	▲16.52

みんなのお金は
どう使われた

下のグラフは一般会計決算項目を村民一人あたりの金額に換算したものです。一人あたりの歳入797,157円（うち自主財源193,972円）、歳出749,141円となります。



一人当たりの歳出 749,141円



一人当たりの歳入 797,157円

◆年度別一般会計性質別歳出決算額

(単位：万円、%)

区 分		平成 28 年度		平成 27 年度		対前年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	人件費	68,417	14.4	66,490	11.1	1,927	2.9
	扶助費	38,465	8.1	34,161	5.7	4,304	12.6
	公債費	43,414	9.1	47,053	7.8	▲3,639	▲7.7
	小計	150,296	31.5	147,704	24.6	2,592	1.8
投資的経費	普通建設事業費	132,250	27.8	271,922	45.3	▲139,672	▲51.4
	災害復旧費	2,018	0.4	0	0.0	2,018	0
	小計	134,268	28.2	271,922	45.3	▲137,654	▲50.6
その他の経費	物件費	57,829	12.1	70,190	11.7	▲12,361	▲17.6
	維持補修費	5,289	1.1	6,396	1.1	▲1,106	▲17.3
	補助費等	49,041	10.3	47,670	7.9	1,372	2.9
	積立金	32,886	6.9	9,228	1.5	23,659	256.4
	投資・出資・貸付金	493	0.1	403	0.1	90	22.4
	繰出金	46,276	9.7	46,129	7.7	147	0.3
	小計	191,815	40.3	180,015	30.0	11,800	6.6
合 計		476,379	100.0	599,641	100.0	▲123,262	▲20.6
うち経常経費		266,160	55.9	266,559	44.5	▲399	▲0.1
経常経費充当一般財源		227,081	47.7	226,756	37.8	325	0.1

◆主要財政指標の年度別推移

年度	区分	財政力指数 (3 力年平均)	経常収支比率 (%)	実質公債費比率 (3 力年平均)	標準財政規模 (千円)
平成 24 年度		0.25	80.1	12.3	2,635,547
平成 25 年度		0.25	78.9	11.8	2,657,270
平成 26 年度		0.26	83.7	11.0	2,624,173
平成 27 年度		0.27	83.0	10.1	2,707,068
平成 28 年度		0.27	84.1	9.5	2,675,957

* 財政力指数

財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、この数値が 1 に近いほど財政に余裕があるとされている。

* 経常収支比率

財政の弾力性は経常収支比率により判断されるが、その率が低ければ低いほど財政の弾力性は大きく、財政構造が優れているといえる。その比率は 70% から 75% の間に分布するのが標準とされている。

* 実質公債費比率

実質公債費比率が 18% 以上となる地方公共団体については、起債にあたり許可が必要となる。地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、健全化判断比率の一つとして位置づけられており、早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35% とされている。

* 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもので、おおむね村税、地方譲与税、各種交付金、普通交付税、臨時財政対策債の合計と等しい。

◆財政健全化判断比率（財政健全化法第 3 条関係）

(%)

指 標	28 年度	27 年度	比較	参考指数	
	(A)	(B)	(A) - (B)	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	15	20
②連結実質赤字比率	—	—	—	20	35
③実質公債費比率	9.5	10.1	▲0.6	25	35
④将来負担比率	93.4	98.0	▲4.6	350	

国で示す基準値を超えた場合は、財政的に「危険」だとみなされ改善にむけた計画を作成しなければなりません。4 指標のうち 1 項目でも財政再生基準を超えれば「財政再生計画」を定めなければなりません。